

令和3年第5回農業委員会総会議事録

開催 日時	令和3年5月31日	自 13時30分 至 14時30分																																																												
場所	壮 警 町 役 場 大 会 議 室																																																													
出席 状況	<p>出席委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">番</td> <td style="width: 10%;">清</td> <td style="width: 10%;">水</td> <td style="width: 10%;">俊</td> <td style="width: 10%;">一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> <td>番</td> <td>岩</td> <td>倉</td> <td></td> <td>隆</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>番</td> <td>畠</td> <td>山</td> <td colspan="2">恵美子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>4</td> <td>番</td> <td>岩</td> <td>倉</td> <td colspan="2">賢一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>5</td> <td>番</td> <td>松</td> <td>本</td> <td colspan="2">敏春</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>6</td> <td>番</td> <td>佐</td> <td>藤</td> <td colspan="2">慶太</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>7</td> <td>番</td> <td>堀</td> <td>口</td> <td colspan="2">英男</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>8</td> <td>番</td> <td>南</td> <td></td> <td colspan="2">和孝</td> </tr> </table> <p>欠席委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・事務局長</td> <td style="width: 30%;">齋 藤 誠 士</td> </tr> <tr> <td>・主 事</td> <td>山 田 和 樹</td> </tr> </table>		委員	1	番	清	水	俊	一	委員	2	番	岩	倉		隆	委員	3	番	畠	山	恵美子		委員	4	番	岩	倉	賢一		委員	5	番	松	本	敏春		委員	6	番	佐	藤	慶太		委員	7	番	堀	口	英男		委員	8	番	南		和孝		・事務局長	齋 藤 誠 士	・主 事	山 田 和 樹
委員	1	番	清	水	俊	一																																																								
委員	2	番	岩	倉		隆																																																								
委員	3	番	畠	山	恵美子																																																									
委員	4	番	岩	倉	賢一																																																									
委員	5	番	松	本	敏春																																																									
委員	6	番	佐	藤	慶太																																																									
委員	7	番	堀	口	英男																																																									
委員	8	番	南		和孝																																																									
・事務局長	齋 藤 誠 士																																																													
・主 事	山 田 和 樹																																																													
議事 日程	<p>報告第1号 令和2年農地の賃借料情報の報告について</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第2号 令和2年度農業委員会活動計画の点検・評価及び 令和3年度活動計画（案）の承認について</p>																																																													
備考	<p>議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 10%;">6</td> <td style="width: 10%;">番</td> <td style="width: 10%;">佐</td> <td style="width: 10%;">藤</td> <td style="width: 10%;">慶</td> <td style="width: 10%;">太</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>7</td> <td>番</td> <td>堀</td> <td>口</td> <td colspan="2">英男</td> </tr> </table>		委員	6	番	佐	藤	慶	太	委員	7	番	堀	口	英男																																															
委員	6	番	佐	藤	慶	太																																																								
委員	7	番	堀	口	英男																																																									

議 事 録

・会長挨拶の後、令和3年第5回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 南 和 孝

日程第4報告第1号 令和2年度年農地の賃借料情報の報告について事務局長報告願います。

事務局長

・報告第1号 令和2年農地の賃借料情報の報告について

農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について別紙のとおり報告致します。次のページをお開きください。壮瞥町賃借料情報です。令和2年1月から12月までの間に締結、公告された賃貸借における賃借料水準10アールあたりは以下のとおりとなっております。

1 田（水稻）の部

町内を3地域、上地域・中地域・下地域に分けております。上地域は湖畔沿いと滝之町、中地域は立香・南久保内・久保内、下地域は上久保内、蟠溪、幸内、弁景となっております。上地域、平均額は9,700円、最高額は9,800円、最低額は9,600円でデータ数は4件です。中地域、平均額9,800円、最高額20,000円、最低額6,000円、データの数は12件です。下地域については締結、公告された賃貸借はございませんでした。

2 畑（普通畑）の部

上地域平均額7,300円、最高額15,800円、最低額4,000円、データの数は25件です。中地域平均額13,100円、最高額20,000円、最低額5,000円、データの数は18件です。下地域、平均額5,200円、最高額6,000円、最低額5,000円、データの数は8件です。参考までに水田の壮瞥町は平均9,750円、畑の壮瞥町平均は8,533円となっております。説明は以上です。

議長 南 和 孝

ただいま事務局長が報告をいたしましたこのことについて特に質問がなければご報告済といたします。

「よろしいです」という声あり

議長 南 和 孝

日程第5の内議案第1号 農用地利用集積計画の決定についての説明を議題と致します。事務局長説明願います。

事務局長

・議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての説明。

○利用権設定関係

整理番号 757

設定者	●●町●●-●●	氏名	●● ●●
経営農用地面積	●●●●m ²		
設定地	●●町●●-●●	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●の内	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●の内	地目	● ●●●●m ²
	●●-●●	地目	● ●●●●m ²
		計	●●●●m ²
設定を受ける者	●●町●●-●●		
	氏名	●● ●●	
経営農用地面積	●●●●m ²		
種類	使用貸借		
内容	●●		
始期～終期	公告の日から令和13年3月31日		

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますのでご審議をよろしくお願い致します。

議長 南 和 孝

ただいま、事務局長が説明をいたしました農用地利用集積計画の決定について整理番号757号についてご意見、ご質問を伺います。

議長 南 和 孝

特にご質問ございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

特に質問がなければ、原案のとおり決定することに致します。
よろしいですか

————— 「良い」という声多数 —————

異議なしと認め整理番号757号は原案のとおり決定いたします。

続きまして日程第5のうち議案第2号 令和2年度農業委員会活動計画の点検・評価及び令和3年度活動計画（案）についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第2号 令和2年度農業委員会活動計画の点検・評価及び令和3年度活動計画（案）の承認について。このことについて、令和2年度活動計画の点検・評価及び令和3年度活動計画（案）について審議の上、議決を求めるものでございます。別紙になります。次のページをお開きください。

まず令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価でございます。まず、Iの農業委員会の状況。これは令和3年3月31日現在でございます。町内の耕地面積、経営耕地面積、農地台帳面積について、田は160ha 畑は947ha、畑の内訳は普通畑で683ha、樹園地で104ha、牧草地160haで合計1,107haとなっております。なお、この面積につきましては2020年の農業センサスの数字を使っておりますのでご了承ください。

続きましてその下です。総農家数は121戸、自給的農家数が15戸、販売農家数は106戸、その内訳として主業農家数が56戸、準主業農家数が9戸、副業的農家数が41戸となっております。こちらも2020年の農業セ

ンサスの数字を使っております。

続きましてその右側、農業就業者数ですが、農業就業者数は250人、内女性は115人、40代以下は22人。こちらについても2020年の農業センサスの数字を使っております。その右の表です。認定農業者、経営数については認定農業者は82、基本構想水準に到達しているものは11、認定新規就農者は0、農業参入法人は2、集落営農経営は0、その内訳である特定農業団体と集落営農組織についても0ということになります。

続きまして2農業委員会の現在の体制まず上の表は旧制度に基づく、最後の状況でございました。農業委員の定数は7で、実数は5。そのうち認定農業者は5人だったということです。選任された委員は農協推薦が1人、共済推薦が1人、議会推薦が1人の計3人。この内、この3人の方は認定農業者でありました。女性と40代以下の方はいらっしゃいませんでした。当時は平成29年7月19日が旧制度に基づく任期満了の年であったということでございます。

その下、新制度に基づく農業委員会です。任期満了年月日は令和5年7月19日になります。農業委員の数は定数は8、実数は8です。この内訳として、認定農業者が7、認定農業者に準ずる者は0、女性の委員さんがお1人、40代以下の方が1人、中立委員さんが1人ということになります。右の農地最適化推進委員については本町は設定しておりませんので抹線をしてあります。

次のページをお開きください。担い手への農地の利用集積・集約化についてです。現状と課題です。現状、これは令和3年3月現在です。管内の農地の面積は1,480ha。これは北海道農業会議の方から数字が送られてきておまして、2019年の耕地及び作付面積統計の耕地面積による数字を使っております。その隣、これまでの集積面積ですが1,118ha。集積率は76%でございました。課題としては、新たに遊休農地とならないよう、遊休農地発生防止の呼びかけと、早期発見に努めることが重要であるというように考えております。続きまして、2番目の令和2年度の目標及び実績です。まず、集積目標は令和2年度の目標数値で1,044haでした。これに対して実績は989ha。新規実績はありませんでしたので、達成率は95%になります。3番目、目標の達成に向けた活動ですが、活動計画、6月～8月にかけて農地利用集積に向けた掘り起こし活動、8月～9月にかけて担い手への農地利用集積に向けた相談活動という形で計画を立てておりました。その実績でございますが、4月～3月の1年間、総会終了後の協議等で農地利用集積に向けた掘り起こし活動を実施しているのと、担い手への農地の利用集積へ向けた相談活動も1年間とおして行っております。この中で5月12日には貸し手の方との協議を行っており

ます。6月2日、14日、11月19日、年をまたいで3月23日には貸し手と借り手との協議を行っております。6月22日には農地斡旋協議を行っておりますし、9月16日、10月15日には新たに農地所有適格法人の取得を目指す企業と協議をさせていただいております。4、目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価につきましては、ほぼ目標どおり達成できたと思っております。また、活動に対する評価についても計画どおり実施できたものと考えております。

次のページをお開きください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、まず1、現状と課題です。新規参入の状況でございます。令和2年度は2経営体ございました。ちなみに30年度と元年度は0でございます。令和2年度新規参入者数が取得した農地の面積については7.8ha、ちなみに元年と30年度は0でございます。課題として、壮警町担い手総合支援協議会が中心となって行っておりますけれども、これら協議会と連携をとりながら、担い手の育成を実施しておりますが、農地取得の希望者の希望に添う農地の確保がなかなか難しくなっているというのが課題として挙げられております。続きまして2、令和2年度の目標及び実績です。参入目標は1経営体ございました。参入実績は2経営体ございまして達成状況は200%。参入目標面積は1ha ございましたが、参入実績の面積は7.8ha ございましたので、780%と大きな達成をしたところでございます。3 目標の達成に向けた活動ですが活動計画は年間を通して関係機関、町内農家の方々情報交換をし参入強化を図るということで、活動の実績ですが、先ほども説明させていただきましたが、6月2日、14日、11月19日、3月23日には貸し手と借り手の協議。6月22日に農地斡旋協議、9月16日、10月15日に新たに農地所有適格法人の取得を目指す企業との協議を行っております。4 目標及び活動に対する評価ということで、令和2年度は2経営体が新たに農業経営に参入されたことにより、目標を上回る成果を上げることができました。活動に対する評価として新たに農業を行いたい方との協議を行うなど農地取得への支援を行う事ができました。

続きまして、次のページをお開きください。遊休農地に関する措置に関する評価ということになります。1 現状及び課題ですが、これは令和2年4月現在の現状になります。管内の農地面積は1,343ha、遊休農地面積はございませんでしたので、割合は0ということになります。課題は新たに遊休農地とならないよう遊休農地発生防止の呼びかけと早期発見に努める事が重要であると考えております。

続きまして令和2年度の目標と実績ですが、解消目標は0、解消実績もありませんでしたので、達成状況は0ということになります。続きまし

て3、上の2の目標の達成に向けた活動ということでございますが、まず、農地の利用状況調査については調査員の実数11人、委員さん8人と事務局3人ということで11人。調査実施時期8月～11月、調査取りまとめ時期も8月～11月でございます。調査方法については1管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施する。2調査区域を地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査をする。3農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査をするということです。農地の利用意向状況調査については11月～12月に実施をする。その他の活動については、活動計画ではございません。一方実績でございます。農地の利用状況調査は調査員数11人、調査の実施時期は11月～12月。調査の取りまとめ期間も11月～12月になりました。農地の利用意向調査については、調査実施時期は11月～12月、調査結果の取りまとめ時期も11月～12月です。なお、第32条第1項第1号、第32条第1項第2号、第33条の調査の数については0でございました。その他の活動についてはございません。4目標及び活動に対する評価ということで、目標に対する評価、遊休農地が無いということで、解消目標は設定をしておりません。活動に対する評価についても遊休農地がないため活動は行っていないという状況です。

次のページをお開きください。違反転用の適正な対応ということでございます。現状と課題です。現状令和2年4月現在の管内の農地面積は1,343ha、違反転用面積はございませんでした。したがって、課題もございません。令和2年度の実績についてもありませんでしたので、増減はありません。活動計画・実績及び評価についてですが、活動計画は違反転用の発生防止に向けた取組ということで、8月～11月の間に農地パトロールを行う。それに対する実績ですが、違反転用の発生防止に向けた取組ということで9月9日、これは作況調査の時に、併せて気になる所をちょっと見ていただいたということと、11月25日に農地パトロールを実施しております。活動に対する評価ということですが、計画どおりに実施ができたと考えております。

続きまして、次のページをお開きください。農地法等その他の権限に属された事務に関する点検ということで、まず1番目、農地法第3条に基づく許可事務についてですが、1年間の処理件数は3件で、その内、許可を与えたものは3件で不許可はございません。点検の項目については、事実関係の確認、これの実施状況として、申請書類の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査並びに申請者に対する聞き取りを実施しております。これについては是正措置はございません。総会等での審議の実施状況ですが、関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審査をしてお

りまして、
是正措置についてはございません。申請者への審議結果の通知について、実施状況ですが、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数はありません。不許可処分の理由の詳細を説明した件数もありません。したがって、是正措置もございません。審議結果等の公表ですが、実施状況については、議事録に記載の上公表となっております。是正措置はありません。処理期間ですが、実施状況、標準処理期間、申請書受理から概ね15日、処理期間については平均15日。これについても是正措置はございません。続きまして2農地転用に関する事務。これは意見を付して知事へ送付した件数ということですので、1年間の処理件数はございませんでした。したがって、以下の点検項目、実施状況、是正措置についてはございませんでした。なお処理期間につきましては標準処理期間は申請書受理から15日。処理の平均期間は15日となっております。続きまして、次のページをお開きください。農地所有適格法人からの報告への対応でございます。

農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人の数については13法人でございます。このうち報告書の提出がなされた農地所有適格法人は1法人。報告書の督促を行った農地所有適格法人はございません。したがって、報告書を提出しなかった農地所有法人11ということで計算が1つ合わないこととなります。その理由ですが、まず提出しなかった理由として、13法人中の11法人については、報告書の提出を求める書面を事務局から提出してなかったということから、これは私が変わったばかりということで、そこまで気がつかなかったということで、大変申し訳なく思っております。それと1法人については農地所有の許可が令和3年2月24日付けということでしたので、報告書の提出をまだ求める要件に達していないということでございます。対応の方針につきましては、各法人に対して、改めて報告書の提出を求める書面を提出したいと思っております。その下、農地所有適格法人の状況について、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人についてはありませんでした。したがって対応状況もございません。その下、4情報の提供等です。賃借料情報の調査・提供について実施状況ですが、調査対象賃貸借件数は50件。公表時期令和2年の6月です。情報の提供方法はホームページでの公表ということになっております。その下、農地の権利移動等の状況把握ですが、実施状況は全部で83筆でございます。83件でございます。取りまとめの時期は、令和3年の3月です。情報の提供方法については事務局に備付けて、必要があれば見ていただくということでご

ございます。これについての是正措置はございません。農地台帳の整備ですが、整備対象の農地の面積は1,343ha。データの更新、農地の利用状況調査結果・相続等の届出・農地法上の許可・農用地利用集積計画に基づく利用権設定等について更新を行っています。公表については事務局に備付けとなっております。是正措置はございません。

続きまして、次のページをお開きください。地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容ですが、農地利用最適化に関する事務について、要望・意見はございませんでした。対処内容についてもございません。

事務の実施状況の公表等についてですが、総会等の議事録の公表については町のホームページに公表しております。その下、農地等利用最適化推進事業の改善についての意見の提出はございませんでした。3番目、活動計画の点検・評価の公表については本日の議決後に町のホームページに公表して、活動計画を公表していきたいと考えております。

ここまでが令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検と評価になります。

続きまして次のページ、今度は令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

まず、農業委員会の状況ですが、これは令和3年4月1日現在の状況です。農家・農地等の概要で、総農家数は121戸、自給的農家数は15戸、販売農家数は106戸、主業農家数は56戸、準主業農家数は9戸、副業的農家数は41戸となっております。その右、農業就業者数は250人、内女性115人、40代以下は22人。ここまでが2020年の農業センサスの数字を使っております。その右、認定農業者の数は82基本構想水準に達している者は11、認定新規就農者は1人、農業参入法人は2、集落営農経営は0でありますので、その内訳である特定農業団体・集落営農組織についてもございません。その下の耕地面積、経営耕地面積・農地台帳面積です。それぞれ田160ha、畑947ha、内普通畑は683ha、樹園地104ha、牧草畑160ha、合計1,107haでございます。遊休農地はありません。続きまして、農業委員会の現在の体制です。旧制度に基づく農業委員会については既に新制度に移行されておりますので、数字は入っておりません。その下、新制度に基づく農業委員会、任期満了は令和5年7月19日となっております。農業委員さんの数は定数が8、実数は8、その内、認定農業者が7、認定農業者に準ずる者は0、女性は1、40代以下の方が1、中立委員が1でございます。なお、農地最適化推進委員は設定しておりませんので数字は入っておりません。

次のページをお開きください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化、この内の現状及び課題についてです。令和3年4月現在の管内の農地面

積は1,107ha、これまでの集積面積は989haで集積率は89%です。新たに遊休農地とならないよう遊休農地発生防止の呼びかけと早期発見に努めることが重要であるというのが課題であります。続きまして、令和3年度の目標及び活動計画です。目標は集積面積989ha、目標設定の考え方は集積面積増加は厳しいが現在の集積面積は減らさないようにしたい。活動計画については6月～8月に農地利用集積に向けた掘り起こし活動。8月～9月に担い手への農地の利用集積へ向けた相談活動を実施したいと思います。

その下、Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。まず1の現状及び課題ですが、新規参入の状況、2年度新規参入者数は2、ちなみに元年度、30年度は0でございました。2年度に新規参入者数が取得した農地については7.8ha、ちなみに元年と30年度に新規参入者が取得した農地はございません。課題として、令和2年度は新規参入は2経営体あったが、農地取得希望者の希望に添う農地確保が難しいというところがあります。その下、令和3年度の目標及び活動計画です。参入の目標数は2、参入目標の面積は5.68、活動計画ですが、年間を通して関係機関、町内農家の方々と情報交換をし参入強化を図ってまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。遊休農地に関する措置です。

1 現状及び課題、現状、3年4月現在、管内の農地面積は1,107ha、遊休農地面積はありませんので、割合は0になります。課題として、新たに遊休農地とならないよう遊休農地発生防止の呼びかけと早期発見に努める事が重要であると考えております。2 令和3年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地解消面積の目標は0、目標設定の考え方ですが、遊休化の可能性のある農地の所有者等への指導を行うことにより、遊休化防止を目指すことが必要であると考えております。活動計画で、農地の利用状況の調査ですが、調査員の実数は10を予定しております。調査の時期8月～11月、調査結果の取りまとめも8月～11月を予定しております。調査方法につきましては、管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施する。調査区域を地区で区切り、担当の農業委員を定めて調査をする。農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順に調査をする。農地の利用意向調査については11月～12月に実施をして、調査結果の取りまとめも同じ月にしたと考えております。その他についてはありません。

違反転用への適正な対応ですが、1 現状及び課題として、令和3年4月現在の現状として、管内の農地面積は1,107ha、違反転用面積は0。課題はありません。その下、令和3年度の活動計画ですが、違反転用の発生

防止に向けた取組として8月～11月に農地パトロール等を実施して参りたいと考えてございます。以上が、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案でございます説明は以上でございます。

議長 南 和 孝

ただいま、事務局長より説明致しました令和2年度農業委員会活動計画の点検・評価及び令和3年度の活動計画案の承認についてということですが、非常に長い説明だったので、まず暫時休憩をとります。

議長 南 和 孝

それでは暫時休憩を閉じ会議を開きます。

全体をとおしてご意見、ご質問等ございますか。

特にご質問ございませんか。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

特にご質問無いようなので原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 南 和 孝

それではご異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

本日附議された案件は全部終了いたしました。

なお、引き続き協議を行います。